

議案第 23 号

専決処分の承認を求めることについて
(二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出

二宮町長 村田 邦子

2専 第1号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和2年3月27日

二宮町長 村田 邦子

理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和2年3月27日公布、令和2年4月1日に施行されるため、二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年二宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。